

令和6年度鉄軌道事業に係る固定資産申告に当たっての留意事項

1 提出期限 令和6年1月31日（水）

2 提出先等 担 当：総務省自治税務局固定資産税課償却資産係
住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館
電 話：03-5253-5111（内線 23622）
メール：syokyaku@soumu.go.jp

※原則データ（Excel等）による提出をお願いいたします。
（データ量が多く送付困難である場合には個別にご相談ください。）
（持込みを希望される場合は、必ず事前に連絡をしてください。）

3 提出すべき書類（各1部）

(1) 固定資産申告書（別紙様式による）※押印不要

(2) 同付属表

ア 資産別の価額等総括表（付属表1の様式による）

イ 資産別の価額等算出表（付属表2の様式による）

ウ 課税標準の特例の適用を受ける償却資産の内訳表（付属表3の様式による）

エ 価額等の市町村別明細表（付属表4の様式による）

※ 価額等の市町村別明細表については、その基となる Excel データ等の出力が可能な場合は、上記担当宛て、電子メールにより御提供願います。

オ 代替資産対照表（付属表5-1及び付属表5-2の様式による）

※ オについては、該当がある場合のみ提出すること。

(3) 参考資料

(ア、イについては令和6年1月1日以前の直前に終了した1事業年度分(事業年度が6か月である場合には2事業年度分)に係るもの)

ア 法人税申告書及び同明細書(法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の附表)の写し等

イ 事業報告書

ウ 5(5)のウからケに掲げる書類等

エ 固定資産評価基準第3章第1節三ただし書、九及び十一の規定の適用がある場合はそれを証明する書類

オ 非課税規定の適用を受ける償却資産の内訳表(資産種類、資産所在市町村名、取得価額、取得年次及び非課税規定適用条項について記載すること)

カ 令和5年度固定資産申告書の写し(令和5年度申告がある場合)

キ 令和6年度 固定資産(償却資産)の申告概要について ※送付があった事業者に限る。

4 固定資産申告書及び同付属表の注意事項

(1) 用紙はA4版とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。(紙で提出される場合)

(2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「5 固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところにより作成し、順序に従って編でつすること。

(3) 様式中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。

5 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 一般的事項について

ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和6年1月1日現在において所有する償却資産について調製すること。

イ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

(2) 「固定資産申告書」について

ア 「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

イ 固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を資産の種類ごとに記載すること。この場合、「車両及び運搬具」欄には、運搬具に係る数値を内書として()書きで記載すること。

- ・ 「前年度の価額(イ)」の欄には、令和5年度の固定資産申告書の「価額の計(ホ)+(フ)(リ)」の欄の額
- ・ 「(イ)のうち前年中に減少したもの(ロ)」の欄には、付属表2の「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄の合計額
- ・ 「(ハ)に係る控除額(ニ)」の欄には、「(イ)-(ロ)(ハ)」の欄の額から「価額(ホ)」の欄の額を控除した額
- ・ 「価額(ホ)」の欄には、付属表2の「価額(ニ)×(ホ)(ハ)」の欄の額の合計額
- ・ 「取得価額(ヘ)」の欄には、付属表2の「取得価額(ト)」の欄の額の合計額
- ・ 「(ヘ)に係る控除額(ト)」の欄には、「取得価額(ヘ)」の欄の額から「価額(フ)」の欄の額を控除した額
- ・ 「価額(フ)」の欄には、付属表2の「価額(ト)×(フ)(リ)」の欄の額の合計額

ウ リース車両の場合は、摘要欄に運行会社の名前を記入すること。

(3) 「付属表1 資産別の価額等総括表」について

この表には、各路線（変電所及び修理工場については、一の変電所及び修理工場を各々の路線とみなす。以下同じ。）ごとに付属表2の合計額を記載し、全路線の総計を付すること。

(4) 「付属表2 資産別の価額等算出表」について

ア この表は、各路線ごとに別紙をもって、課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとにそれぞれ区分して記載すること。この場合、課税標準の特例の適用があるものについては、その特例適用条項を「備考」の欄に明記すること。

イ 「前年前に取得したもの」の欄には令和5年1月1日までに取得したものを、「前年中に取得したもの」の欄には令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得したものをそれぞれ記載すること。

ウ 「資産の種類」の欄には、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」に区分し、更に「構築物」については「線路設備」、「停車場設備」、「電路設備」、「諸構築物」に細分し、それぞれ計を付すること。この場合において、信託車両についてはそれ以外の車両と区分して別行に記載すること。

エ 「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1に掲げる構造若しくは用途又は別表第2に掲げる設備の種類及び細目の区分に準じて具体的に記載すること。この場合、同一の細目に属するものであっても、評価額の最低限度に達したものと最低限度に達しないもの及び取替資産と取替資産以外の資産に区分し、その旨を表示すること。

オ 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第1及び第2に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載すること。

カ 「取得価額(イ)」及び「取得価額(ロ)」の欄には、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（その資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。この場合、取得価額の算定に当たっては法人税法第 42 条から第 50 条までの規定により法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めるものとする。

キ 「前年度の価額(ロ)」の欄には、令和 5 年度の固定資産申告書付属表 2 の「価額の合計(ハ)+(リ)(ヌ)」の欄の額を記載すること。

ク 「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄には、令和 5 年 1 月 1 日現在において所有していた資産のうち、令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日までに減少した資産の令和 5 年度の価額を記載すること。

ケ 「減価残存率(ホ)」及び「減価残存率(ヘ)」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表 1 の「減価残存率表」の率を記載すること。

コ 「課税標準額(ヘ)」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用がある資産については価額にそれぞれ適用される特例率を乗じて得た額を記載すること。

サ 課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとに区分して全路線の総合計を記載した総括表を別紙をもって調製すること。

(5) 「付属表 3 課税標準の特例の適用を受ける償却資産の内訳表」について

ア 「施設名」の欄には、地方税法（以下「法」という。）第 349 条の 3 第 2 項該当資産については例えば「複線化」等と、法附則第 15 条第 12 項該当資産については、例えば「新造車両」等と、法第 349 条の 3 第 14 項該当資産については例えば「橋りょうの新設」等と、旧法第 349 条の 3 第 13 項該当資産については例えば「立体交差化施設」等と、同条第 19 項該当資産については例えば「地下道」等と記載すること。

イ 「備考」の欄には、変電所にあつては鉄道事業法第 10 条第 2 項による検査合格年月日を、新設路線にあつては鉄道事業法第 3 条又は軌道法第 10 条の規定による許認可年月日を記載すること。

ウ 法第 349 条の 3 第 2 項又は第 24 項の規定の適用を受けるものにあつては、その許認可書等の写しを添付すること。

エ 法第 349 条の 3 第 14 項の規定の適用を受けるものにあつては、国庫（地方公共団体）負担申請又は河川管理者からの工事引渡書の写し及び河川管理者の公共負担区分明細書等を添付すること。

オ 法附則第 15 条第 6 項の規定の適用を受けるものにあつては、法施行規則附則第 6 条第 23 項に該当することを証する書類を添付すること。

カ 法附則第 15 条第 10 項の規定の適用を受けるものにあつては、法施行規則附則第 6 条第 31 項に該当することを証する書類を添付すること。

キ 法附則第 15 条第 12 項の規定の適用を受けるものにあつては、法施行令附則第 6 条第 33 項に該当することを証する書類を添付すること。

ク 法附則第 15 条第 17 項の規定の適用を受けるものにあつては、法施行規則附則第 6 条第 39 項に該当することを証する書類を添付すること。

- ケ 法附則第 15 条第 26 項の規定の適用を受けるものにあつては、法施行規則附則第 6 条第 61 項に該当することを証する書類を添付すること。
- コ 旧法附則第 15 条の 3 第 2 項の規定の適用を受けるものにあつては、旧法施行規則附則第 6 条の 4 第 3 項に定める書類を添付すること。

(6) 「付属表 4 価額等の市町村別明細表」について

ア この表には、鉄軌道事業用償却資産について、これを「車両」、「修理工場及び変電所」及び「その他の償却資産」の 3 種類に区分し、別表 2 の「鉄軌道事業に係る償却資産の配分基準」に従って市町村ごとの価額等を算出して記載するものであること。この場合において、「修理工場及び変電所」とは、発電所、変電所及び修理工場に係る償却資産をいい、「その他の償却資産」とは、「車両」及び「修理工場及び変電所」以外の償却資産をいうものであること。

イ 本表の記載順序は、次によって行うこと。

A 「車両」欄の記載順序

- a (ホ)欄及び(ハ)欄に単線換算キロ数及び走行換算キロ数を記載する。
- b { (イ)欄は、付属表 1 の「車両及び運搬具」の欄の車両の小計に係る「決定価格(フ)」欄から転記する。
(ロ)欄は、付属表 1 の「車両及び運搬具」の欄の車両の小計に係る「課税標準額(リ)」欄から転記する。
- c (ハ)欄及び(ニ)欄に、(イ)欄に記載された額の 1 / 2 の額をそれぞれ記載する。
- d { (ト)欄は、(ハ)欄の額を単線換算キロ数(ホ)であん分して得た額を各市町村ごとに記載する。
(チ)欄は、(ニ)欄の額を走行換算キロ数(ハ)であん分して得た額を各市町村ごとに記載する。
- e (リ)欄は、(ト)欄と(チ)欄との合計額を各市町村ごとに記載する。
- f (ヌ)欄は、(リ)欄の額に(ロ) / (イ)を乗じて得た額を各市町村ごとに記載する。

B 「修理工場及び変電所」欄の記載順序

- a (E)欄は、付属表 1 の「修理工場及び変電所」に係る「決定価格(フ)」欄から転記する。
- b (F)欄は、付属表 1 の「修理工場及び変電所」に係る「課税標準額(リ)」欄から転記する。

C 「その他の償却資産」欄の記載順序

- a (ヨ)欄に単線換算キロ数を記載する。
- b { (ウ)欄は、[(イ)+(ル)] の額を付属表 1 の「計」の欄の「決定価格(フ)」欄の額から控除した額を記載する。
(カ)欄は、[(ロ)+(ク)] の額を付属表 1 の「計」の欄の「課税標準額(リ)」欄の額から控除した額を記載する。

- c { (ク)欄は、(リ)欄の額を単線換算キロ数(ヨ)であん分して得た額を各市町村ごとに記載する。
(レ)欄は、(カ)欄の額を単線換算キロ数(ヨ)であん分して得た額を各市町村ごとに記載する。

ウ 単線換算キロ数は、令和6年1月1日現在における軌道(引込線等を含む。)を単線に引き延ばしたキロ数を所在市町村ごとに記載すること。

エ 相互直通運転を行っている事業者においては相互直通先に令和6年1月1日現在の単線換算キロ数を把握することにより、相互直通事業者間で単線換算キロ数の整合性を図ること。

オ 走行換算キロ数は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの車両走行キロ数の市町村別の1日平均走行キロ数を市町村ごとに記載すること。ただし、令和5年1月2日以降新設又は増設された路線については、新設日又は増設日から令和5年12月31日までの車両走行キロ数の市町村別の1日平均走行キロ数を市町村ごとに記載すること。

(7)「付属表5-1及び5-2 代替資産対照表」について

ア この表は、旧法附則第16条の2第11項に規定する阪神・淡路大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして平成12年3月31日までに取得した資産、法附則第56条第12項に規定する東日本大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして令和6年3月31日までに取得した資産、法附則第56条第15項に規定する居住困難区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産、旧法附則第56条第15項に規定する警戒区域設定指示区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産及び法第349条の3の4第1項に規定する震災、風水害、火災その他の災害(以下「震災等」という。)により被災した資産及びそれに代わるものとして当該震災等の発生した日から当該震災等の発生した日の属する年(以下「被災年」という。)の翌年の3月31日から起算して4年間を経過する日までに取得した資産について記載するものであること。

イ 「資産の種類」の欄には、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」に区分し、更に「構築物」については「線路設備」、「停車場設備」、「電路設備」、「諸構築物」に細分すること。

ウ 「設備の種類」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1に掲げる構造若しくは用途又は別表第2に掲げる設備の種類及び細目の区分に準じて具体的に記載すること。

エ 「耐用年数」の欄は、付属表2に準じて記載すること。

オ 「被災直前の決定価格」には、旧法附則第16条の2第11項の場合には平成7年度申告時の価額を、法附則第56条第12項、法附則第56条第15項及び旧法附則第56条第15項の場合には平成23年度申告時の価格を、法第349条の3の4第1項の場合には被災年の1月1日(当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の1月1日)を賦課期日とする年度分の申告時の価格をそれぞれ記載すること。

カ 「備考」の欄には、アに掲げる特例適用条項のうち該当する条項を記載すること。また、法第 349 条の 3 の 4 第 1 項の場合には当該震災等の名称及び発生した年月日を記載すること。

(8) その他の注意事項

ア 法第 348 条第 2 項第 2 号の 7 の規定（立体交差化施設に係る非課税）は、立体交差化と同時に実施された増強工事により取得した固定資産については適用されないこと。

イ 法第 349 条の 3 第 2 項ただし書の規定（立体交差化施設に係る課税標準の特例）が適用されるのは、地方税法施行規則第 10 条の 15 に規定されている橋りょう、高架橋、線路築堤及び土留めに限られること。